組合側ハ此ノ申入ヲ拒絶セリ。

依ッテ当仲裁側ハ双方ノ主張ヲ公正中立ノ立場ニ於テ検討シ、茲ニ仲裁案ヲ提示スルニ至レリ。

仲裁案ノ内容ハ次ノ如シ。

一、賃金ニ関スル事項

一、労働時間ニ関スル事項

一、休日ニ関スル事項

一、労働時間ハ従来通リニスルコト。

休憩ニ関スル事項

一、労働時間ハ従来通リ、賃金ハ本年八月ヨリ八十五銭トス。

（協調會労働課）